

平成29年8月1日

## 中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

### 記

1. 指名停止措置業者名及び住所：株式会社電通 東京都港区東新橋1丁目8番1号
2. 指名停止措置期間：1ヶ月 平成29年8月1日～平成29年8月31日
3. 事実概要  
上記の事業者は、社員に対し労使協定を超える違法な残業をさせたとして、労働基準法違反により、東京地方検察庁から略式起訴されたため。
4. 指名停止措置理由  
上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

#### 「指名停止措置要領」別表第2第14号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

以上